規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一～三　（略） 四　内閣府	**別表第一**（第一条関係） 一～三　（略） 四　内閣府
組織 / 官職 / 区分	組織 / 官職 / 区分
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）
国際平和協力本部事務局 / 事務局次長 / 一種	国際平和協力本部事務局 / 事務局次長 / 一種
参事官	参事官
調査官（人事院の定めるものに限る。） / 二種	調査官（人事院の定めるものに限る。） / 二種
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）
五～四十五　（略）	五～四十五　（略）
附　則 この規則は、公布の日から施行する。	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四八

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務） **第四条**　給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　（略） 二　次に掲げる組織の業務 イ～カ　（略） （削る） ヨ～エ　（略） 三　（略）	（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務） **第四条**　給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　（略） 二　次に掲げる組織の業務 イ～カ　（略） ヨ　日本学術会議事務局 タ～テ　（略） 三　（略）
附　則 この規則は、公布の日から施行する。	